

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 19 日から 56 年 8 月 31 日まで
昭和 55 年 12 月 19 日から 56 年 8 月 31 日までの約 9 か月間、A 事業所で育児休業中の職員に代わり勤務したが、社会保険庁から送付された「ねんきん特別便」には、当該期間の厚生年金保険被保険者期間が記録されていなかったため、当該期間について調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及びB所轄事務局から提出された申立人の勤務記録の写しにより、申立人が申立期間においてA事業所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B所轄事務局は「当時、臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかった。ただし、1年間継続勤務した時点でC共済組合に加入させていた。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録により、A事業所における厚生年金保険被保険者は、同事業所が適用事業所となった日（昭和 54 年 4 月 1 日）から適用事業所ではなくなる日（61 年 4 月 1 日）までの間において一人だけであったことが確認でき、同事業所事務担当者は、当該被保険者は臨時職員を含めた職種以外の職員であったと供述している。

さらに、申立人及び同僚は、当時、他に臨時職員として勤務していた者がいたかどうか分からないと供述しており、臨時職員に係る申立期間当時における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年8月1日まで

昭和32年3月に高等学校を卒業し、同年4月からA事業所に入社した。しかし、その期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ35年8月1日からの加入とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所に就職した当時の状況を鮮明に記憶していること、当時の役員の供述及び同僚3人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該役員及び連絡が取れた申立期間当時の同僚8人から、申立人に係る厚生年金保険の適用状況に関する供述が得られなかった。

また、当該事業所の厚生年金保険新規適用日（昭和31年6月29日）の翌日以降から35年8月1日までに加入した同僚で連絡のとれた9人のうち6人は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることと供述していることから、当該事業所は何らかの基準によって社会保険に加入しない期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、登記簿の謄本から、申立事業所は既に解散し、当時の事業主及び社会保険関係の事務担当者は死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 6 年 9 月 1 日まで

私は昭和 63 年 2 月から A 事業所に勤務しており、会社が倒産する約半年前に退職した。しかし、社会保険事務所の記録では勤務していた期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、調査し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元事業主、元取締役、社会保険関係事務担当者二人（前任者、後任者）及び他の従業員一人の供述等から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前任の社会保険関係事務担当者は「入社した社員全員、社会保険に加入させていた。」と供述している一方で、元事業主は「申立人の給与からは所得税のみを控除しており、社会保険料は控除していなかった。」と供述し、元取締役及び後任の社会保険関係事務担当者も「他の社員が社会保険に加入している中、申立人だけは加入していなかった。」と供述している。

また、上記従業員は「申立人は当時独身で体も特に悪いところがないので健康保険に入らないと言っていたように思う。病院に行くと実費を支払っていると聞いたことがある。」と回答しており、これら供述内容等から判断すると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとまでは推認し難い。

さらに、当該事業所は既に倒産しており、元事業主及び当該事業所の破産管財人であった弁護士は、当時の当該事業所に係る資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間における当該事業所の健康

保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から43年3月まで
② 昭和44年12月から47年12月まで

昭和40年1月から47年12月までA事業所(B事業所の通称名)で勤めており、厚生年金保険に加入していたと思う。社会保険庁の記録では、43年3月1日から44年12月1日まで厚生年金保険被保険者期間となっているので、この期間を除いた期間も厚生年金保険に加入していたはずであり、調査の上、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①当時の労務担当者は、「正社員としての入社時及び退職時において、厚生年金保険、健康保険、雇用保険に係る資格取得届等の手続を同時に行い、これら各保険の被保険者期間は同じであると思う。」と供述しており、申立事業所における申立人に係る健康保険・厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間を見ると、健康保険・厚生年金保険は昭和43年3月1日から44年12月1日まで、雇用保険は43年3月1日から44年11月30日までとなっており、これら被保険者期間はほぼ一致していることが確認できる。

また、上述の労務担当者及び連絡先の判明した同僚21人に照会したが、申立人がすべての申立期間において申立事業所に勤務していたとする有力な供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の当時の代表取締役は既に死亡しており、後継事業所の代表取締役からは「申立期間当時の書類は保存していない。」との回答を得ていることから、申立人がすべての申立期間において同事業所に勤務し、厚生年

金保険に加入していたことを確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、すべての申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

なお、上述の労務担当者から、B事業所の通称名がA事業所であったとする供述を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から42年12月12日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受給したことになるが、私は会社を退職した当時、脱退手当金のことなど思いもよらず、脱退手当金を請求したことや、受け取った記憶も無い。退職後しばらくしてから国民年金にも加入しており、厚生年金保険の被保険者期間とつながっていたと思っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後の昭和43年2月14日に支給決定されている上、39年から45年に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金を受給している8人について、脱退手当金の支給記録を確認すると、6人が資格喪失日から4か月以内と短期間で脱退手当金の支給決定がなされており、その中で連絡が取れた同僚2人は、会社で脱退手当金の手続をしてもらったと供述していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所において、脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求でなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。